

Radiata Increase



FP2級
実技

生保顧客資産
相談業務

2023 年 1 月
過去問解説

《本教材について》

・本PDFは閲覧・ダウンロードは可能ですが、掲載してある内容が無断複写・無断転載は禁止します。

・解説動画は、ラジアータインクリース[過去問解説]ページからYouTube動画をご覧ください。

《最短最速合格ガイドについて》

・[最短最速合格ガイド]の詳細についてはラジアータインクリース[FP試験教材]ページからご覧ください。



解答にあたっての注意

- 1.試験問題については、特に指示のない限り、2022 年 10 月 1 日現在施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例等については考慮しないものとします。
- 2.問題は、【第 1 問】から【第 5 問】まであります。
- 3.各問の問題番号は、通し番号になっており、《問 1》から《問 15》までとなっています。
- 4.解答にあたっては、各設例および各問に記載された条件・指示に従うものとし、それ以外については考慮しないものとします。5.解答は、解答用紙に記入してください。その際、漢字は楷書で、数字は算用数字で明瞭に記入してください。また、記号は判別できるよう明瞭に記入してください。

【第1問】次の設例に基づいて下記の各問《問1》~《問3》に答えなさい。

《設 例》

X株式会社（以下、「X社」という）に勤務するAさん（55歳）は、高校を卒業後、X社に入社し、現在に至るまで同社に勤務している。Aさんは、X社の継続雇用制度を利用して65歳まで働く予定である。Aさんは、老後の生活資金の準備等、今後の資金計画を検討するにあたり、将来どのくらいの年金額を受給することができるのか、公的年金制度について理解を深めたいと考えている。

妻Bさん（56歳）は、先日、パート先の店長からシフトを増やせないかと相談された。妻Bさんは今の仕事にやりがいを感じており、シフトを増やすことを検討している。

そこで、Aさん夫妻は、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

＜Aさん夫妻に関する資料＞

(1) Aさん（1967年7月16日生まれ・55歳・会社員）

- ・公的年金加入歴： 下図のとおり（65歳までの見込みを含む）
- ・全国健康保険協会管掌健康保険、雇用保険に加入している。

18歳		65歳
厚生年金保険		
204月		351月
（2003年3月以前の 平均標準報酬月額28万円）		（2003年4月以後の 平均標準報酬月額50万円）

(2) 妻Bさん（1966年9月28日生まれ・56歳・パート従業員）

- ・公的年金加入歴： 18歳からAさんと結婚するまでの6年間（72月）は、厚生年金保険に加入。結婚後は、国民年金に第3号被保険者として加入している。
- ・全国健康保険協会管掌健康保険の被扶養者である。

＜妻Bさんのパート勤務の概要＞

- ・週18時間のパート勤務、年収92万円
- ・妻Bさんの勤務先は、特定適用事業所に該当する。

※妻Bさんは、現在および将来においても、Aさんと同居し、生計維持関係にあるものとする。

※Aさんおよび妻Bさんは、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問 1》 Mさんは、Aさん夫妻に対して、Aさんが受給することができる公的年金制度からの老齢給付の額について説明した。《設例》の〈Aさん夫妻に関する資料〉および下記の〈資料〉に基づき、次の①、②を求め、解答用紙に記入しなさい(計算過程の記載は不要)。なお、年金額は2022年度価額に基づいて計算し、年金額の端数処理は円未満を四捨五入すること。

① 原則として、Aさんが65歳から受給することができる老齢基礎年金の年金額

② 原則として、Aさんが65歳から受給することができる老齢厚生年金の年金額

〈資料〉

○老齢基礎年金の計算式（4分の1免除月数、4分の3免除月数は省略）

$$777,800円 \times \frac{\text{保険料納付済月数} + \frac{\text{保険料半額免除月数}}{2} \times \frac{\square}{\square} + \frac{\text{保険料全額免除月数}}{2} \times \frac{\square}{\square}}{480}$$

○老齢厚生年金の計算式（本来水準の額）

i) 報酬比例部分の額（円未満四捨五入）＝㉑＋㉒

㉑ 2003年3月以前の期間分

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1,000} \times 2003年3月以前の被保険者期間の月数$$

㉒ 2003年4月以後の期間分

$$\text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1,000} \times 2003年4月以後の被保険者期間の月数$$

ii) 経過的加算額（円未満四捨五入）＝1,621円×被保険者期間の月数

$$- 777,800円 \times \frac{\text{1961年4月以後で20歳以上60歳未満の厚生年金保険の被保険者期間の月数}}{480}$$

iii) 加給年金額＝388,900円（要件を満たしている場合のみ加算すること）

【答え】

①老齢基礎年金の年金額

●老齢基礎年金の受給要件

老齢基礎年金は、保険料納付済期間と保険料免除期間などを合算した、受給資格期間が10年以上ある場合に、65歳から受け取ることができます。

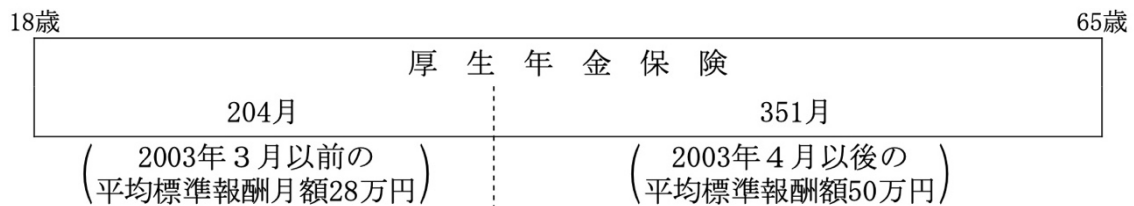
●老齢基礎年金の計算方法

20歳から60歳になるまでの40年間の国民年金の納付月数や厚生年金の加入期間等に応じて年金額が計算されます。

[計算式]

777,800 円 × (保険料納付済期間 + 免除期間) ÷ 480 月 (40 年 × 12 月)

[本問の場合]



・20歳から60歳になるまでの40年間(480月)で計算しますので、厚生年金加入期間が65歳まで記載されていますが、60歳までで計算します。

777,800 円 × 480 月 / 480 月 = 777,800 円

② 老齢厚生年金の年金額

●報酬比例部分の額

○老齢厚生年金の計算式（本来水準の額）

i) 報酬比例部分の額（円未満四捨五入）＝㉑＋㉒

㉑ 2003年3月以前の期間分

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1,000} \times \text{2003年3月以前の被保険者期間の月数}$$

㉒ 2003年4月以後の期間分

$$\text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1,000} \times \text{2003年4月以後の被保険者期間の月数}$$



[a] 2003年3月以前の期間分

$$280,000 \text{ 円} \times 7.125 / 1000 \times 204 \text{ 月} = 406,980 \text{ 円}$$

[b] 2003年4月以後の期間分

$$500,000 \text{ 円} \times 5.481 / 1000 \times 351 \text{ 月} = 961,915.5 \text{ 円}$$

[a+b]

$$406,980 \text{ 円} + 961,915.5 \text{ 円} = 1,368,895.5 \text{ 円}$$

=1,368,896円(万円未満四捨五入)

●経過的分算の計算方法

$1,621 \text{ 円} \times \text{被保険者期間の月数} - 777,800 \text{ 円} \times (1961 \text{ 年以後で } 20 \text{ 歳以上 } 60 \text{ 歳未満の厚生年金保険の被保険者期間の月数} / 480)$

[本問の場合]

被保険者期間の月数は、 $204 \text{ 月} + 351 \text{ 月} = 555 \text{ 月}$ ですが、上限は480月(40年間)となります。

$1,621 \text{ 円} \times 480 \text{ 月} - 777,800 \text{ 円} \times 480 \text{ 月} / 480 \text{ 月} = 280 \text{ 円}$

●加給年金の支給要件

厚生年金保険の被保険者期間が20年以上ある方が、65歳到達時点で、その方に生計を維持されている配偶者または子(18歳になって最初の3月31日まで)がいるときに加算されます。

Aさんの場合、妻Bさんは年上ですので、65歳にすでに到達していますので、**加給年金の支給対象外**です。

『老齢厚生年金の年金額』

老齢厚生年金の年金額=報酬比例部分+経過的分算

$1,368,896 \text{ 円} + 280 \text{ 円} = 1,369,176 \text{ 円}$

したがって正解は、

① 777,800(円)

② 1,369,176(円)

《問 2》 Mさんは、Aさん夫妻に対して、公的年金制度からの老齢給付について説明した。Mさんが説明した次の記述①~③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①「Aさんおよび妻 Bさんには、特別支給の老齢厚生年金は支給されません。原則として、65 歳から老齢厚生年金を受給することになります」

②「Aさんおよび妻 Bさんが希望すれば、66 歳以後、老齢基礎年金および老齢厚生年金の繰下げ支給の申出をすることができます。仮に、Aさんが 67 歳 0 カ月で老齢基礎年金の繰下げ支給の申出をした場合、年金の増額率は 16.8%となります」

③「国民年金の第 3 号被保険者である妻 Bさんは、国民年金の付加保険料を納付することができます。仮に、付加保険料を 44 月納付した場合、65 歳から受給する老齢基礎年金の額に付加年金として年額 8,800 円が上乗せされます」

【答え】

① 適切 ○

●特別支給の老齢厚生年金が支給要件

- ・男性の場合、昭和 36 年(1961 年)4 月 1 日以前に生まれたこと。
- ・女性の場合、昭和 41 年(1966 年)4 月 1 日以前に生まれたこと。

[本問の場合]

A さんは、1967 年 7 月 16 日生まれ

妻 B さんは、1966 年 9 月 28 日生まれ

ですので、いずれも特別支給の老齢厚生年金は支給されません。

② 適切 ○

・繰下げ支給

1ヶ月あたり0.7%の増額となります。

[67歳(2年・24月)から受け取る場合]

$0.7\% \times 24\text{ヶ月}(2\text{年}) = 16.8\%$ 増額となります。

③ 不適切 ×

付加年金の額は、月額保険料400円を国民年金の保険料に上乗せし納付し、200円×納付期間が老齢基礎年金に加算されます。

[本問の場合]

付加保険料を 44 月納付しているので、 $200\text{円} \times 44\text{月} = 8,800\text{円}$ となります。

ただし、付加保険料を納付することができるのは、第 1 号被保険者のみですので、第 3 号被保険者である妻 B さんは付加保険料を納付することはできません。

《問 3》 Mさんは、Aさん夫妻に対して、短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

「1週間の所定労働時間および1カ月の所定労働日数が通常の労働者の(①)以上になった場合、健康保険および厚生年金保険の被保険者となります。また、妻Bさんがパート従業員として勤務している現在の事業所においては、1週間の所定労働時間 または 1カ月の所定労働日数が通常の労働者の(①)未満であっても、1週間の所定労働時間が(②)時間以上であること、雇用期間が2カ月を超えて見込まれること、賃金の月額が(③)円(賞与、残業代、通勤手当等を除く)以上であること、学生でないことの要件をすべて満たした場合、妻Bさんは健康保険および厚生年金保険の被保険者となります」

〈語句群〉

イ.20 ロ.25 ハ.36 ニ.88,000 ホ.100,000 ヘ.125,000 ト.2分の1 チ.3分の2 リ.4分の3

【答え】

① リ:4 分の 3

パートタイマー・アルバイト等でも事業所と常用的使用者関係にある場合は、被保険者になれます。

1 週間の所定労働時間および 1 カ月の所定労働日数が通常の労働者のリ:4 分の 3 以上の人は、健康保険および厚生年金保険の被保険者となります。

② イ:20 時間

③ ニ:88,000 円

パートタイマー・アルバイト方で、特定適用事業所に勤務する通常労働者の 1 週間の所定労働時間および 1 カ月の所定労働日数が通常の労働者の 4 分の 3 未満である人で、以下に該当する人も対象です。

1. 週の所定労働時間がイ:20 時間以上あること
2. 賃金の月額がニ:88,000 円以上であること
3. 学生でないこと。

【第2問】 次の設例に基づいて、下記の各問《問4》~《問6》に答えなさい。

《設 例》

大手電機メーカーX社に勤務するAさん（40歳）は、X社の借上げ社宅で、会社員の妻Bさん（32歳）および長男Cさん（3歳）と3人で暮らしている。Aさん夫妻は、現在、マイホーム（戸建て）の購入を検討しており、住宅の購入にあたって、生命保険の見直しが必要であると感じている。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

＜Aさんの家族構成＞

Aさん（40歳）： 会社員（厚生年金保険の被保険者）、年収700万円
妻Bさん（32歳）： 会社員（厚生年金保険の被保険者）、年収350万円
長男Cさん（3歳）

＜取得予定のマイホーム（戸建て）に関する資料＞

物件概要 …………… 取得価額：4,500万円、建物の延床面積：100㎡
資金調達方法 …………… 自己資金：1,000万円
銀行からの借入金：3,500万円（Aさんが全額借入予定）
住宅ローン …………… 返済期間25年、毎年の返済額160万円、元利均等返済方式
（団体信用生命保険に加入）

＜Aさんが現在加入している生命保険に関する資料＞

保険の種類： 定期保険特約付終身保険（70歳払込満了）
契約年月日： 2008年8月1日
月払保険料： 16,200円
契約者（＝保険料負担者）・被保険者： Aさん
死亡保険金受取人： 妻Bさん

主契約および特約の内容	保障金額	保険期間
終身保険	100万円	終身
定期保険特約	3,700万円	10年
特定疾病保障定期保険特約	200万円	10年
傷害特約	500万円	10年
入院特約	1日目から日額10,000円	10年
リビング・ニーズ特約	—	—

※更新型の特約は、2018年8月1日に同じ保障金額で更新している。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問 4》 Mさんは、下記の各ケースについて、現時点(2023 年 1 月 22 日)で Aさんが死亡した場合の必要保障額を試算した。下記の<条件>を参考に、Aさんの必要保障額を計算した下記の表の空欄①~③に入る金額を求めなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。また、金額がマイナスになる場合は、金額の前に「▲」を記載し、マイナスであることを示すこと。

<条件>

- i) 長男Cさんが独立する年齢は、22歳（大学卒業時）とする。
- ii) Aさんの死亡後から長男Cさんが独立するまで（19年間）の生活費は、現在の日常生活費（月額30万円）の70%とし、長男Cさんが独立した後の妻Bさんの生活費は、現在の日常生活費（月額30万円）の50%とする。
- iii) 長男Cさん独立時の妻Bさんの平均余命は、38年とする。
- iv) <ケース 1 >および<ケース 2 >の生活費の総額は、「長男Cさん独立までの遺族の生活費+長男Cさん独立後の妻Bさんの生活費」とする。

	<ケース 1 >	<ケース 2 >
	住宅を取得しない場合	住宅を取得した場合
Aさんの年齢	40歳	40歳
妻Bさんの年齢	32歳	32歳
長男Cさんの年齢	3 歳	3 歳
生活費の総額	(①)	(①)
家賃の総額	7,980	—
住宅ローンの返済額	—	□□□
住宅修繕・リフォーム費用	—	800
租税公課（固定資産税等）	—	750
教育・結婚援助資金	1,400	1,400
その他費用（趣味・娯楽等）	1,500	1,500
死亡整理資金（葬儀費用等）	300	300
(a) 遺族に必要な資金の総額	□□□	(②)
遺族厚生年金等	4,800	4,800
妻Bさんの公的年金	3,500	3,500
妻Bさんの勤労収入等	11,550	11,550
死亡退職金等	500	500
金融資産（現金、預貯金等）	1,300	100
(b) 遺族の収入見込金額	21,650	20,450
必要保障額 ((a) - (b))	□□□	(③)

※各数値の単位は万円であり、Mさんが概算の金額を算出したものである。

※計算にあたって、物価上昇率等は考慮していない。

【答え】

① 11,628(万円)

〈条件より〉 ケース 1 およびケース 2 の生活費の総額は、「長男 C さん独立までの遺族の生活費+長男 C さん独立後の妻 B さんの生活費」となると記載されています。

・長男 C さん独立までの遺族の生活費

30 万円×70%×12 ヶ月×19 年=4,788 万円

・長男 C さん独立後の妻 B さんの生活費

30 万円×50%×12 ヶ月×38 年=6,840 万円

・生活の総額

4,788 万円+6,840 万円=11,628 万円

② 16,378(万円)

ケース 2 の遺族に必要な資金の総額を求めます。

・生活費の総額:11,628 万円

・住宅修繕・リフォーム費用:800 万円

・租税公課(固定資産税等):750 万円

・教育・結婚援助資金:1,400 万円

・その他費用(趣味・娯楽等):1,500 万円

・死亡整理資金(葬儀費用等):300 万円

合計額=16,378 万円

※住宅ローンの返済額は、本問では団体信用生命保険加入しており、A さんが死亡した場合、団体信用保険の死亡保険金で住宅ローンの残高は弁済されますので、必要保障額の計算に含みません。

③ ▲4,072(万円)

必要保障額の計算式

遺族の支出-遺族の収入=必要保障額

16,378 万円-20,450 万円=▲4,072 万円

《問 5》 Mさんは、Aさんに対して、Aさんが死亡した場合の必要保障額の考え方について説明した。Mさんが説明した次の記述①~③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①「妻 B さんに会社員としての給与収入があるため、配偶者が専業主婦やパート等の世帯とは必要保障額が異なります。妻 B さんが病気等で働けなくなった場合や離職した場合など、必要保障額の算出結果が変化する可能性があることに留意してください」

②「A さんが現時点で死亡した場合、妻 B さんは、遺族厚生年金を受給することができます。遺族厚生年金の額は、原則として、A さんの厚生年金保険の被保険者記録を基礎として計算した老齢厚生年金の報酬比例部分の額と同額になります」

③「教育費は長男 C さんの進路希望等により大きく変わります。特に、大学進学をする場合、国公立と私立、自宅通いと下宿などの違いにより、学費等に大きな差異が生じます。教育費の概算額は、文部科学省等の統計データや各生命保険会社の資料等で確認することができます」

【答え】

① 適切 ○

本問の通り、

妻 B さんが会社員として給与収入がある場合の必要保障額と、働けなくなった時の必要保障額は異なります。

② 不適切 ×

遺族厚生年金の支給額は、死亡した人の老齢厚生年金の報酬比例部分 **4 分の 3** となります。

③ 適切 ○

本問の通り、

大学進学をする場合、国公立と私立、自宅通いと下宿などの違いにより、学費等に大きな差異が生じます。

《問 6》 Mさんは、Aさんに対して、生命保険の見直し等について説明した。Mさんが説明した次の記述①~④について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①「必要保障額は、一般に、子どもの成長とともに逡増していきます。Aさんの今後のライフステージの変化に合わせて、保障内容を定期的に見直すことをお勧めします」

②「Aさんが現在加入している生命保険には、就業不能状態や要介護状態になった場合の保障がありません。公的介護保険等の社会保障制度に連動して給付金が支払われる保険(特約)もありますので、見直しの際にご検討ください」

③「妻 Bさんが死亡あるいはケガや病気等で働けなくなった場合、世帯収入が減少するだけでなく、それまで夫婦で行ってきた家事や育児等を外部の代行業者等に頼ることになることがあるかもしれません。Aさんの生命保険の見直しと同時に、妻 Bさんの保障内容も確認する必要があると思います」

④「団体信用生命保険には、死亡・所定の高度障害状態に加え、がん・急性心筋梗塞・脳卒中により所定の状態に該当した場合に、住宅ローン債務が弁済されるものもあります。商品ごとの弁済基準をよくご検討のうえでお申込みください」

【答え】

① 不適切 ×

必要保障額は、一般に、子どもの成長とともに~~逡減~~していきます。

② 適切 ○

本問の通り、

Aさんが加入している保険は、死亡保証と医療保障のみで、就業不能保障の保険には加入していません。

民間の介護保険では、公的介護保険に連動して給付金が支払われる保険もあります。

③ 適切 ○

本問の通り、

妻Bさんが働けなくなったことによる妻Bさんの就業不能保障などを検討するのも考えられます。

④ 適切 ○

本問の通り、

団体信用生命保険、住宅ローンの返済中に万が一のことがあった場合、保険金により残りの住宅ローンが弁済される保険です。

【第3問】 次の設例に基づいて、下記の各問《問7》~《問9》に答えなさい。

《設 例》

Aさん（72歳）は、X株式会社（以下、「X社」という）の創業社長である。Aさんは、今期限りで専務取締役の長男Bさん（40歳）に社長の座を譲り、勇退することを決意している。X社は、現在、下記の＜資料＞の生命保険に加入している。

そこで、Aさんは、生命保険会社の営業担当者であるファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

＜資料＞ X社が現在加入している生命保険の契約内容

保険の種類	： 5年ごと利差配当付長期平準定期保険（特約付加なし）
契約年月日	： 2003年6月1日
契約者（＝保険料負担者）	： X社
被保険者	： Aさん
死亡保険金受取人	： X社
保険期間・保険料払込期間	： 95歳満了
死亡・高度障害保険金額	： 1億円
年払保険料	： 330万円
現時点の解約返戻金額	： 5,200万円
現時点の払込保険料累計額	： 6,600万円
※解約返戻金額の80%の範囲内で、契約者貸付制度を利用することができる。	
※保険料の払込みを中止し、払済終身保険に変更することができる。	

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問 7》 仮に、X 社が A さんに役員退職金 6,000 万円を支給した場合、A さんが受け取る役員退職金について、次の①、②を求め、解答用紙に記入しなさい(計算過程の記載は不要)。〈答〉は万円単位とすること。なお、A さんの役員在任期間(勤続年数)を 36 年 9 カ月とし、これ以外に退職手当等の収入はなく、障害者になったことが退職の直接の原因ではないものとする。

- ① 退職所得控除額
- ② 退職所得の金額

【答え】

①

●退職所得控除額の計算式

勤続年数	退職所得控除額
20年以下	40万×勤続年数(最低80万円)
20年超	70万円×(勤続年数-20年)+800万円

＊勤続年数1年未満の端数は1年として切り上げます。

[本問の場合]

Aさんの勤続年数36年9ヶ月なので、勤続年数37年で計算します。

$$70\text{万円} \times (37\text{年} - 20\text{年}) + 800\text{万円} = 1,990\text{万円}$$

②

●退職所得の計算式

$$\text{退職所得} = (\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$

$$(6,000\text{万円} - 1,990\text{万円}) \times 1/2 = 2,005\text{万円}$$

したがって正解は、

①1,990 (万円)

②2,005 (万円)

《問 8》 Mさんは、Aさんに対して、〈資料〉の長期平準定期保険について説明した。Mさんが説明した次の記述①~④について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①「当該生命保険を現時点で解約した場合、X社はそれまで資産計上していた前払保険料 6,600 万円を取り崩して、解約返戻金 5,200 万円との差額 1,400 万円を雑損失として経理処理します」

②「Aさんの勇退時に当該生命保険を払済終身保険に変更し、契約者をAさん、死亡保険金受取人をAさんの相続人に名義を変更することで、X社は終身保険契約を役員退職金の一部としてAさんに現物支給することができます」

③「当該生命保険を現時点で払済終身保険に変更した場合、変更した事業年度において雑損失が計上されます。したがって、変更した事業年度の利益を減少させる効果があります」

④「X社が契約者貸付制度を利用し、契約者貸付金を受け取った場合、その全額を雑収入として益金の額に算入します」

【答え】

① 不適切 ×

●長期平準定期保険

保険加入期間が長期間で、保険期間中に支払う保険料がずっと変わらない保険です。

[経理処理]

2019 年 7 月 7 日以前に契約した長期平準定期保険では、前半 6 割の期間は、払込保険料の 2 分の 1 を損金へ、残りの 2 分の 1 は前払保険料として資産計上されます。

・前半 6 割の期間

$6,600 \text{ 万円} \times 1/2 = 3,300 \text{ 万円}$

・解約返戻金 5,200 万円を受け取った場合の差額

$5,200 \text{ 万円} - 3,300 \text{ 万円} = 1,900 \text{ 万円}$ を雑所得として経理処理します。

② 適切 ○

本問の通り、

払済保険は、現在契約している保険の保障期間を変えずに、保障金額を少なくする同種類の保険に変更することで満期まで保障を受けられるため、長期平準定期保険を払済終身保険に変更することで、保険料の負担を軽減することができます。

③ 不適切 ×

長期平準定期保険を払済終身保険に変更する場合、変更した時点の解約返戻金相当額と資産計上額との差額を、益金または損金として処理します。

本問では、①の 1,900 万円が雑収入として計上されるため、事業年度の利益が増加します。

④ 不適切 ×

契約者貸付制度とは、生命保険を利用して、銀行からではなく、保険会社から、解約返戻金の所定の範囲内でお金を借りることができる仕組みです。

●[例] 契約者貸付を申し込み、お金が振り込まれた場合の経理処理

借方	貸方
現預金 100	借入金 100

契約者貸付金は、借入金として、負債(借入金)に計上します。

契約者貸付金は、益金には算入しません。

《問 9》 Mさんは、長男 Bさんに対して、生命保険の活用方法について説明した。Mさんが説明した次の記述①~③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①「経営者が要介護状態あるいは重度の疾患等で長期間不在となった場合、業績が悪化してしまう可能性も考えられます。そのため、長男 Bさんが重い病気等になった場合に X 社が一時金を受け取ることができる生前給付タイプの生命保険に加入されることも検討事項の 1 つとなります」

②「保険期間 10 年の定期保険は、長期平準定期保険に比べて保険料が割安なうえ、保険期間の途中で解約することで、多額の解約返戻金を受け取ることができるため、長男 Bさんの役員(生存)退職金を準備する方法として適しています」

③「役員・従業員の退職金準備のために、養老保険の福利厚生プランを活用する方法 があります。契約者を X 社、被保険者を役員・従業員全員、死亡保険金受取人を役員・従業員の遺族、満期保険金受取人を X 社とする養老保険に加入することにより、支払保険料の全額を福利厚生費として損金の額に算入することができます」

【答え】

① 適切 ○

本問の通り、

三大疾病保障保険などに、役員を被保険者、法人を保険金受取人とするような生前給付タイプの生命保険は、役員等が病気で長期間不在となった場合や、業績が悪化してしまうリスクに備えることができます。

② 不適切 ×

保険期間の短い定期保険は、基本掛け捨てで解約返戻金には期待できませんので、役員の退職金の準備には適していません。

③ 不適切 ×

養老保険のハーフタックスプラン(福利厚生プラン)

ハーフタックスプランとは、被保険者の死亡等で中途解約となった場合、解約返戻金を受け取ることができるプランです。

保険期間が満期になった場合、満期保険金を受け取れる保障と貯蓄の機能を併せ持った保険です。

ハーフタックスプランでは、契約者を法人、被保険者を役員・従業員、普遍的加入(加入者の公平性)を条件に、福利厚生費として2分の1を損金計上が認められています。

※死亡保険金と満期保険金は同じ貯蓄性保険です。

保険金受取人		保険料の税務
死亡保険金	満期保険金	
法人	法人	全額資産計上(保険料積立金)
従業員・役員の遺族	法人	1/2 資産計上(保険料積立金) 1/2 損金計上(福利厚生費)

【第4問】 次の設例に基づいて下記の各問《問10》~《問12》に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさんは、妻Bさんおよび長男Cさんとの3人家族である。Aさんは、2022年6月に取得価額5,000万円で新築マンションを取得（契約締結）し、同月中に入居した。住宅購入の頭金には、自己資金2,200万円と2022年5月にAさんの父親から住宅取得資金として贈与を受けた800万円を充当し、残りの2,000万円は銀行の住宅ローンを利用した。

＜Aさんとその家族に関する資料＞

Aさん （45歳） ： 会社員

妻Bさん （43歳） ： 2022年中に、パートタイマーとして給与収入90万円を得ている。

長男Cさん（20歳） ： 大学生。2022年中の収入はない。

＜Aさんの2022年分の収入に関する資料＞

給与収入の金額 ： 820万円

＜Aさんが取得した新築マンションに関する資料＞

取得価額 ： 5,000万円

土地 ： 45㎡（敷地利用権の割合相当の面積）

建物 ： 70㎡（専有部分の床面積）

資金調達方法 ： 自己資金2,200万円、父親からの資金援助の額800万円

銀行からの借入金2,000万円

（2022年12月末の借入金残高1,920万円、返済期間20年）

留意点 ： 当該マンションは、認定長期優良住宅および省エネ等住宅に該当する。また、住宅借入金等特別控除の適用要件は、すべて満たしている。

※妻Bさんおよび長男Cさんは、Aさんと同居し、生計を一にしている。

※Aさんとその家族は、いずれも障害者および特別障害者には該当しない。

※Aさんとその家族の年齢は、いずれも2022年12月31日現在のものである。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問 10》 住宅借入金等特別控除(以下、「本控除」という)に関する以下の文章の空欄①~③に入る最も適切な数値を、下記の〈数値群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

「住宅ローンを利用して新築住宅を取得等し、2022 年中に居住した場合、所定の要件を満たせば、居住の用に供した年分以後、最大で(①)年間、本控除の適用を受けることができます。控除額の計算上、住宅ローンの年末残高には、限度額が設けられています。A さんのように認定長期優良住宅に該当する新築住宅を取得し、2022 年中に居住した場合の年末残高の限度額は(②)万円です。

A さんの場合、住宅ローンの年末残高は(②)万円よりも少ないため、住宅ロー ンの年末残高に控除率を乗じて得た金額を、所得税額から控除することができます。また、仮に、当該控除額がその年分の所得税額から控除しきれない場合は、その控除しきれない残額は、一定額を限度として、翌年度分の住民税額から控除されます。なお、本控除の適用を受けるための要件には、『住宅ローンの返済期間が(③)年以上であること』などがあります」

〈数値群〉

イ.5 ロ.10 ハ.13 ニ.15 ホ.20 ヘ.2,000 ト.3,000 チ.5,000

【答え】

① ハ 13

新築住宅の住宅ローン控除の適用を受ける場合、控除期間は最大 13 年間となります。

② チ 5,000

認定長期優良住宅に該当する新築住宅を取得し、2022 年中に居住した場合の年末残高の限度額は 5,000 万円です。

③ ロ 10

住宅ローン控除の適用を受ける場合、返済期間は 10 年間である必要があります。

《問 11》 A さんの新築マンションの購入に関する次の記述①~③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①「父親からの資金援助について、『直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税』の適用を受けた場合、贈与を受けた金額が非課税限度額を下回りますので、贈与税は課されません」

②「A さんが 2022 年分の所得税において住宅借入金等特別控除の適用を受けるためには、一定の書類を添付して、所轄税務署長に確定申告書を提出する必要がありますが、2023 年分以後の所得税については、年末調整においてその適用を受けることができます」

③「転勤等のやむを得ない事由により A さんが単身赴任で転居した場合、妻 B さんや長男 C さんが引き続きマンションに居住していたとしても、単身赴任後は住宅借入金等特別控除の適用を受けることができません」

【答え】

① 適切 ○

直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税の適用を受けた場合、控除額限度は、省エネ等住宅 1,000 万円、それら以外の住宅 500 万円となります。

[本問の場合]

設例の留意点より、

省エネ等住宅に該当していますので、1,000 万円となり、父からの資金援助 800 万円は全額非課税となり、贈与を受けた金額が非課税限度額を下回りますので、贈与税は課されません。

② 適切 ○

本問の通り、

住宅ローン控除を受ける場合、給与所得者は 1 年目分の確定申告が必要です。2 年目以降は年末調整で控除できます。

③ 不適切 ×

[転勤と住宅ローン控除]

家屋の所有者が、転勤等のやむを得ない事情により、その住宅の取得等の日から6か月以内にその者の居住の用に供することができない場合や年末まで引き続き居住することができない場合もあります。

このような場合であっても、一定の要件を満たす場合に限り、住宅ローン控除の適用を受けることができます。

《問 12》 A さんの 2022 年分の所得税額を計算した下記の表の空欄①～④に入る最も適切な数値を求めなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

(a) 総所得金額		(①) 円
	社会保険料控除	□□□円
	生命保険料控除	□□□円
	地震保険料控除	□□□円
	配偶者控除	(②) 円
	扶養控除	(③) 円
	基礎控除	□□□円
(b) 所得控除の額の合計額		2, 700, 000円
(c) 課税総所得金額 ((a) - (b))		□□□円
(d) 算出税額 ((c) に対する所得税額)		□□□円
(e) 税額控除 (住宅借入金等特別控除)		(④) 円
(f) 差引所得税額		□□□円
(g) 復興特別所得税額		□□□円
(h) 所得税および復興特別所得税の額		□□□円

資料＞給与所得控除額

給与収入金額		給与所得控除額
万円超	万円以下	
～	180	収入金額×40%－10万円 (55万円に満たない場合は、55万円)
180	～ 360	収入金額×30%＋8万円
360	～ 660	収入金額×20%＋44万円
660	～ 850	収入金額×10%＋110万円
850	～	195万円

【答え】

①

総所得金額とは、総合課税の所得を合計し、損益通算した後の金額のことを言います。

損益通算とは、所得税額を計算する際に、不動産所得・事業所得・山林所得・譲渡所得の金額に損失が生じた場合、その損失額をほかの所得の金額から控除することを言います。

[本問の場合]

Aさんは給与収入しかありませんので、給与所得=総所得金額となります。

給与所得控除額=820万円×10%+110万円=192万円

給与所得=820万円-192万円=628万円

総所得金額=給与所得**628万円**

②

●配偶者控除…生計を一にする配偶者の合計所得金額が**48万円以下**で納税者本人の所得が**1,000万円以下**である場合に適用。

控除を受ける納税者本人の 合計所得金額	控除額	
	一般の控除対象 配偶者	老人控除対象配偶者 (70歳以上)
900万円以下	38万円	48万円
900万円超950万円以下	26万円	32万円
950万円超1,000万円以下	13万円	16万円

[本問の場合]

妻 B さんのパート収入 90 万円は給与所得控除後の金額は「90 万円- 55 万円(給与収入 162.5 万円以下は給与所得控除 55 万円)=35 万円」となりますので、所得要件を満たします。

A さんの合計所得金額は 900 万円以下で、妻 B さん 43 歳ですので、一般控除対象配偶者となり、配偶者控除 **38 万円**となります。

③

●扶養控除…扶養親族の合計所得金額が48万円以下である場合、配偶者以外の親族は、一定金額の所得控除が受けられます。

	対象者	控除額
一般扶養者	扶養家族で 16歳以上70歳未満	38万円
特定扶養者	扶養家族で 19歳以上23歳未満	63万円
老人扶養者	扶養家族で 70歳以上	同居親族→58万円 それ以外→48万円

[本問の場合]

長男 C さん(20 歳・収入なし)は、特定扶養者に該当し、63 万円の控除となります。

④

住宅ローン控除は、住宅ローンの年末残高 0.7%です。

[本問の場合]

設例より住宅ローンの年末残高 1,920 万円です。

$$1,920 \text{ 万円} \times 0.7\% = 134,400 \text{ 円}$$

したがって正解は、

- ① 6,280,000(円)
- ② 380,000(円)
- ③ 630,000(円)
- ④ 134,400 (円)

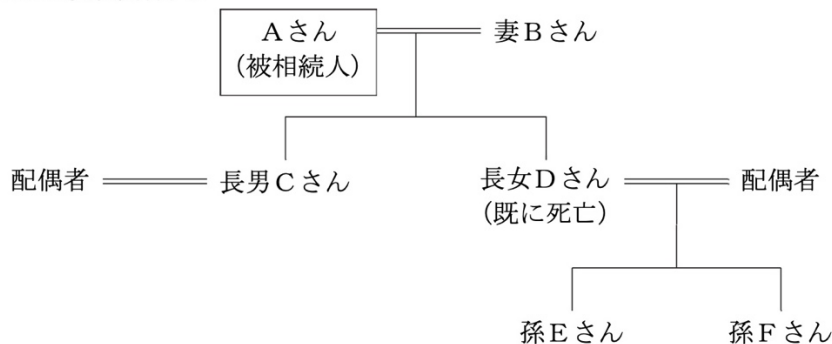
【第5問】次の設例に基づいて下記の各問《問13》～《問15》に答えなさい。

《設 例》

非上場企業であるX株式会社（以下、「X社」という）の代表取締役社長であったAさんは、2022年12月20日（火）に病気により83歳で死亡した。

Aさんが保有していたX社株式（発行済株式数の全部）は、後継者である長男Cさんが相続により取得する予定である。なお、長女Dさんは、Aさんの相続開始前に死亡している。

＜Aさんの親族関係図＞



＜各人が取得する予定の相続財産（みなし相続財産を含む）＞

①妻Bさん（79歳）

現金および預貯金 …… 1,000万円

自宅（敷地330㎡） …… 1,000万円（「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用後の金額）

自宅（建物） …… 1,000万円（固定資産税評価額）

死亡保険金 …… 2,000万円（契約者（＝保険料負担者）・被保険者はAさん、死亡保険金受取人は妻Bさん）

死亡退職金 …… 5,000万円

②長男Cさん（53歳）

現金および預貯金 …… 8,000万円

X社株式 …… 2億円（相続税評価額）

※相続税におけるX社株式の評価上の規模区分は「大会社」であり、特定の評価会社には該当しない。

③孫Eさん（22歳）

現金および預貯金 …… 2,000万円

④孫Fさん（20歳）

現金および預貯金 …… 2,000万円

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問 13》相続人は、《設例》の記載のとおり、A さんの財産を取得した。A さんの相続に係る相続税の総額を計算した下記の表の空欄①~④に入る最も適切な数値を、解答用紙に記入しなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

	妻 B さんに係る課税価格	(①) 万円
	長男 C さんに係る課税価格	2 億 8,000 万円
	孫 E さんに係る課税価格	2,000 万円
	孫 F さんに係る課税価格	2,000 万円
(a)	相続税の課税価格の合計額	□□□ 万円
	(b) 遺産に係る基礎控除額	(②) 万円
	課税遺産総額 ((a) - (b))	□□□ 万円
	相続税の総額の基となる税額	
	妻 B さん	□□□ 万円
	長男 C さん	(③) 万円
	孫 E さん	□□□ 万円
	孫 F さん	□□□ 万円
(c)	相続税の総額	(④) 万円

資料＞相続税の速算表

法定相続分に応ずる取得金額		税率	控除額
万円超	万円以下		
～	1,000	10%	—
1,000	～ 3,000	15%	50 万円
3,000	～ 5,000	20%	200 万円
5,000	～ 10,000	30%	700 万円
10,000	～ 20,000	40%	1,700 万円
20,000	～ 30,000	45%	2,700 万円
30,000	～ 60,000	50%	4,200 万円
60,000	～	55%	7,200 万円

【答え】

①

死亡保険金と死亡退職金の非課税限度額=500 万円×法定相続人の数

[本問の場合]

法定相続人は、配偶者は、常に法定相続人となり、親族は、子・直系尊属・兄弟姉妹の順に、先の順位者がいない場合に、法定相続人となります。

本問では、妻 B さん・長男 C さん・孫 E さん・孫 F さんの 4 人です。

非課税限度額=500 万円×4 人=2,000 万円

死亡保険金=2,000 万円-2,000 万円=0 円

死亡退職金=5,000 万円-2,000 万円=3,000 万円

●妻 B さんに係る課税価格

現預金 1,000 万円

自宅敷地 1,000 万円

自宅建物 1,000 万円

死亡退職金 3,000 万円

合計=6,000 万円

②

遺産に係る基礎控除額=3000万円+600万円×法定相続人の数

[本問の場合]

法定相続人は4人です

遺産に係る基礎控除額=3000万円+600万円×4人

=5,200万円

	妻Bさんに係る課税価格	(①) 万円
	長男Cさんに係る課税価格	2億8,000万円
	孫Eさんに係る課税価格	2,000万円
	孫Fさんに係る課税価格	2,000万円
	(a) 相続税の課税価格の合計額	□□□万円
	(b) 遺産に係る基礎控除額	(②) 万円
	課税遺産総額 ((a) - (b))	□□□万円
	相続税の総額の基となる税額	
	妻Bさん	□□□万円
	長男Cさん	(③) 万円
	孫Eさん	□□□万円
	孫Fさん	□□□万円
	(c) 相続税の総額	(④) 万円

③

●相続税の課税価格の合計額

6,000 万円+2 億 8,000 万円+2,000 万円+2,000 万円=3 億 8,000 万円

●課税遺産総額

3 億 8,000 万円-5,400 万円=3 億 2,600 万円

●相続税の総額の基となる税額

本問の法定相続分・妻 B さん $\frac{1}{2}$ ・長男 C さん $\frac{1}{4}$ ・孫 E さん・孫 F さん $\frac{1}{8}$

・妻 B さん 3 億 2,600 万円 $\times \frac{1}{2}$ = 1 億 6,300 万円

・長男 C さん 3 億 2,600 万円 $\times \frac{1}{4}$ = 8,150 万円

・孫 E さん・孫 F さん 3 億 2,600 万円 $\times \frac{1}{8}$ = 4,075 万円

速算表から算出

・妻 B さん 1 億 6,300 万円 $\times 40\%$ - 1,700 万円 = 4,820 万円

・長男 C さん 8,150 万円 $\times 30\%$ - 700 万円 = 1,745 万円

・孫 E さん・孫 F さん 4,075 万円 $\times 20\%$ - 200 万円 = 615 万円

★長男 C さんの相続税額は、1,745 万円

④

●相続税の総額

・妻 B さん 4,820 万円+長男 C さん 1,745 万円+孫 E さん 615 万円+・孫 F さん 615 万円=7,795 万円

したがって正解は、

① 6,000(万円)

② 5,200(万円)

③ 1,745(万円)

④ 7,795(万円)

《問 14》 A さんの相続等に関する以下の文章の空欄①~③に入る最も適切な語句を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

I 「X 社株式の相続税評価額は、原則として類似業種比準方式により評価されます。類似業種比準価額は、類似業種の株価ならびに 1 株当たりの配当金額、(①)および簿価純資産価額を基として計算します」

II 「『配偶者に対する相続税額の軽減』の適用を受けた場合、妻 B さんが相続により取得した財産の金額が、配偶者の法定相続分相当額と 1 億 6,000 万円とのいずれか (②)金額までであれば、原則として、妻 B さんが納付すべき相続税額は算出されません」

III 「A さんに係る相続税の申告書の提出期限は、原則として、2023 年 (③)になります。申告書の提出先は、A さんの死亡時の住所地を所轄する税務署長です」

〈語句群〉

イ.売上金額 ロ.資本金等の額 ハ.利益金額ニ.多い ホ.少ない ヘ.9 月 20 日(水) ト.10 月 20 日(金) チ.11 月 20 日(月)

【答え】

① ハ 利益金額

類似業種比準価額は、類似業種の株価ならびに 1 株当たりの配当金額、利益金額および簿価純資産価額を基として計算します

② ニ 多い

『配偶者に対する相続税額の軽減』の適用を受けた場合、被保険者が相続により取得した財産の金額が、法定相続分相当額と 1 億 6,000 万円とのいずれか多い金額まで相続税はかかりません。

③ ト 10 月 20 日(金)

相続税の申告書の提出期限は、原則として、相続の開始があったことを知った日の翌日から 10 カ月以内です。

A さんの死亡日は 2022 年 12 月 20 日ですので、翌日から 10 カ月以内は、2023 年 10 月 20 日です。

《問 15》 A さんの相続等に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①「妻 B さんが相続により取得した自宅の敷地を、相続税の申告期限までに売却した場合、当該敷地は特定居住用宅地等として『小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例』の適用を受けることができなくなります」

②「相続税の総額は、各相続人の実際の取得割合によって計算されることから、分割内容により異なる額が算出されます」

③「孫 E さんおよび孫 F さんは A さんの孫にあたりますが、長女 D さんの代襲相続人ですので、相続税額の 2 割加算の対象となりません」

【答え】

① 不適切 ×

配偶者が特定居住用宅地の適用を受ける場合、無条件で適用を受けることができます。

② 不適切 ×

遺産の分割内容によって、相続が変わることはありません。

③ 適切 ○

本問の通り、
代襲相続人は、2割加算の対象にはなりません。

●相続税の2割加算

相続・遺贈により財産を取得した人が配偶者および被相続人の一親等の血族(代襲相続人含む)以外の兄弟姉妹はその相続税額に2割相当額が加算されます。